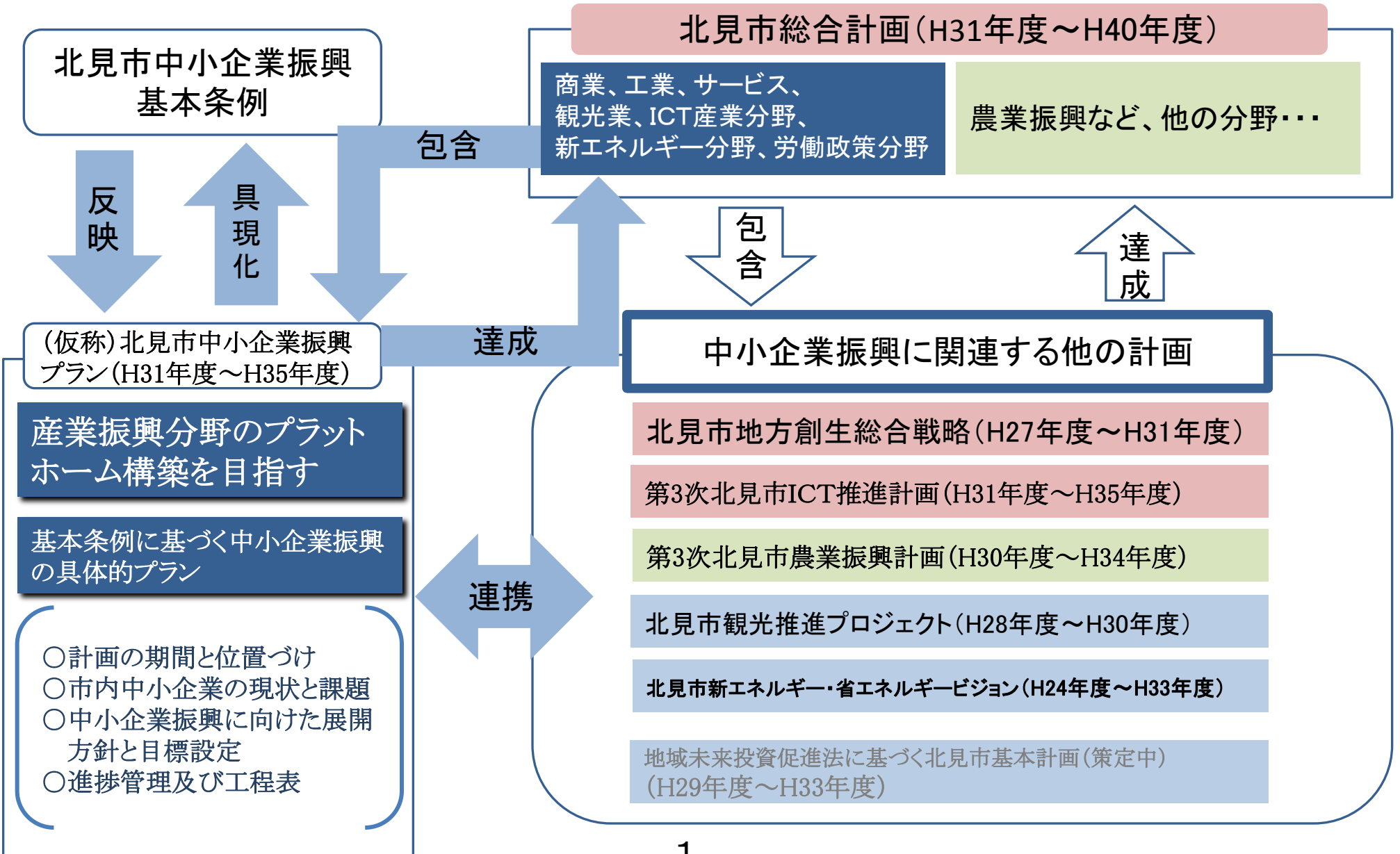


(仮称)北見市中小企業振興プラン(H31年度～H35年度)の位置づけ



課題認識

第1次北見市産業振興ビジョン (H19.3)

合併後の新北見市における
産業振興施策の方向性を示す

現 工業振興課所管の北見市
産学官連携推進協議会への諮問、
答申を経て策定

農林水産業を含め、産業別に
基本的施策と個別施策を列記

(H25.4)

北見市
中小企業振興
基本条例制定

第2次北見市産業振興ビジョン (H26.3)

第1次ビジョンと基本条例の理念を
融合するかたちで策定

商工観光部商工企画課を中心に
策定し、市が計画の進行管理を行い、
中小企業振興審議会に報告

基本的施策を大幅に見直し、新たに
ソーシャルビジネスを盛り込んでいるの
が特徴

現行ビジョンの 見直しが必要

○産業別に抽象的な記述に止まって
おり、中小企業振興審議会で本来行
うべき議論とビジョンの内容に整合
性が欠如している点がある。

○基本条例の理念、条文を具現化す
るための施策の方向性や個別施策の
あり方について議論することが本来
の中小企業振興審議会の役割であり、
市の産業統計や市内中小企業の意向
調査などを踏まえた上で、施策のあ
り方を議論する方が、審議会委員の
コンセンサスを得られやすい。

前文

- 北見市は、オホーツク圏域における商工業の中心的役割を担っており、今後もその役割が期待されている。
- 市内に立地する事業所のほとんどは、中小企業であり、技能・技術の継承に重要な役割を果たしているなど、地域社会の主役である。
- 中小企業は、地域経済の主役であることを自覚し、市民、行政と一体となって、域外資金を域内で循環させることで再投資力を高めていくことが重要

目的(第1条)

- 基本理念と基本方針を規定
- 市の責務、中小企業の努力事項を規定
- 地域経済の健全な発展及び市民生活の向上を図る

基本理念(第3条)

- 基本理念と基本方針を規定
- 市の責務、中小企業の努力事項を規定
- 地域経済の健全な発展及び市民生活の向上を図る

市民の理解と協力(第7条)

- 市民は消費者として域内において生産、製造又は加工された製品及びサービス等を積極的に利用

基本方針(第8条)

①経営革新及び創業促進

②経営基盤の強化

③経営の安定、事業転換、経済社会環境への適応

④人材育成と確保

⑤融資制度の充実による資金供給の円滑化

⑥地域資源の活用による新事業の創出、利用促進

市からの受注機会の増大(第11条)

市が行う工事の発注、物品及び役務の調達に当たっては、(中略)中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

北見市中小企業振興審議会(第12条～第19条)

設置、所掌事務、組織、任期、庶務(商工観光部)

(仮称)北見市中小企業振興プラン

○目次立て(素案)

第1章 計画の期間と位置づけ

- ・5年間、
- ・体系図(基本条例、総合計画、他計画)
- ・進捗状況報告

第2章 統計データに見る市内中小企業の現状

第3章 アンケート調査結果

第4章 中小企業関連施策の実施状況

第5章 北見市内の中小企業の課題を洗い出し

第6章 中小企業振興に向けた展開方針

第7章 目標と進捗管理指標設定 工程表

第8章 (参考)関連資料